

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において、本委員会は、「公務員制度改革に関する件」をテーマに調査を行い、**公務員制度改革に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会においては、前国会での論議の状況を踏まえ「公務員制度改革に関する件」をテーマに調査を行うこととし、関係府省からの説明聴取、有識者からの意見聴取、委員相互間における意見交換等を通じ、集中的に調査した。

まず、11月11日、公務員制度改革への取組について石原国務大臣から説明を聴取するとともに中島人事院総裁から公務員制度改革についての所見を聴取した。

次に、11月18日、「公務員制度改革に関する件」について政府及び人事院に対し質疑を行った。質疑では、早期勸奨退職慣行の是正に向けた取組、再就職に係る大臣承認制の是非、能力等級制度の在り方、人事管理のための政令の制定と憲法第15条との関係、行政改革推進事務局と人事院が意思統一を図る必要性、労働基本権の制約と人事院の代償機能の在り方、採用試験制度の在り方、内閣と人事院の機能分担の在り方、キャリアシステム見直しに向けた取組、定年制の在り方、特殊法人等への天下り規制の必要性、I種採用試験合格者数の大幅増加への是非等の諸問題が取り上げられた。

また、11月25日、参考人として財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君、慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君を招き、意見を聴取した後、ILO勧告の公務員制度改革に与える影響、人事院の機能縮小と労働基本権回復の関係、能力等級制度導入に伴う評価方法と留意点、再就職に係る内閣関与の在り方、公務員制度改革大綱策定過程の密室性、公務員制度調査会答申と大綱の関係、キャリアシステムの在り方、公務員不祥事の原因、研修制度の在り方、改革のタイムスケジュールの妥当性等の諸問題について質疑を行った。

12月2日、これまでの調査の中で委員及び参考人から提示された意見及び課題について整理・検討するため、各党派代表による意見表明の後、委員相互間で意見交換を行った。この中では、天下りの規制、再就職に係る大臣承認制の是非、早期勸奨退職慣行の是正、能力等級制度における公平・公正性の確保、内閣と人事院が十分に意見調整をする必要性、官民及び国と地方公共団体間の人事交流の促進、労働基本権の在り方、女性の採用・登用の拡大等について意見が出された。

以上の調査を行った結果、改革の進め方等について取り組むべき課題があること、今後その動向を継続して注視していく必要があることで意見が一致し、12月11日、公務員が国民全体の奉仕者として中立・公正性を確保し、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するという公務員制度の理念に配意し、関係者間で十分な協議を行い、真に国民から期待され信頼される公務員制度の実現が図られるよう、政府及び人事院に対して、**公務員制度改革に関する決議**を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成14年11月11日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 公務員制度改革に関する件について石原国務大臣及び中島人事院総裁から説明を聞いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年11月18日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公務員制度改革に関する件について石原国務大臣、根本内閣府副大臣、吉村国土交通副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月25日（月）（第3回）

- 公務員制度改革に関する件について参考人財団法人地方自治研究機構理事長石原信雄君及び慶應義塾大学法学部教授・弁護士小林節君から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月2日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公務員制度改革に関する件について意見の交換を行った。

○平成14年12月11日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公務員制度改革に関する決議を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

— 公務員制度改革に関する決議 —

我が国は、長引く景気の低迷、経済のグローバル化、危機的な財政状況、少子・高齢社会の急速な進行等という厳しい環境の中で、一層複雑高度化する行政課題に即応した機動的、総合的、効率的な行政運営が求められている。しかし、現在の公務員制度の下では、公務員が期待される役割と責任を果たすことが困難になってきており、また、相次ぐ公務員不祥事の発生や「天下り」の問題等も相まって、国民から厳しい批判が寄せられている。こうした批判に応えるため、公務員制度改革の実現が喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、政府は中央省庁改革に続く行政改革の中核としての公務員制度改革を実現するため、平成13年12月に、「公務員制度改革大綱」を閣議決定し、18年度を目途に新しい公務員制度に移行することを目指している。

しかしながら、「公務員制度改革大綱」で示されている、営利企業への再就職に係る大臣承認制の導入、キャリアシステムの存続、能力等級制度の創設、勤務条件に関連する事項への内閣の関与などについては、様々な懸念や問題意識が寄せられている。

行政監視委員会では、第155回国会において「公務員制度改革」をテーマに取り上げ、関係府省からの説明聴取、有識者からの意見聴取、委員間の自由討議を行うなど、集中的にこの問題を調査してきた。委員会では、内閣と人事院の機能分担の在り方、ILO勧告への対応、労働基本権の在り方、再就職に係る大臣承認制の是非、早期勧奨退職慣行の是正、能力等級制度における公平・公正性の確保、キャリアシステムの在り方、採用試験の見直し等について論議が行われ、改革の進め方等について取り組むべき課題があること、今後もその動向を継続して注視していく必要があることで意見が一致した。

よって、政府及び人事院は、本委員会での論議を踏まえ、公務員が国民全体の奉仕者として中立・公正性を確保し、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するという公務員制度の理念に配意し、関係者間で十分な協議を行い、真に国民から期待され信頼される公務員制度の実現を図るべきである。

右決議する。